

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会 広報基本計画

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会（以下「大会」という。）に向け、「第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会広報基本方針」（以下「広報基本方針」という。）に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 愛称・スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。

- (1) 愛称・スローガンの制定及び普及
- (2) マスコットキャラクター等の制定及び普及

2 各種広報物による広報

各種広報物の活用により大会開催に関する情報を発信するなど、広報活動を展開する。

- (1) 広報誌の発行
- (2) ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成
- (3) 各種ガイドブック等の作成
- (4) 広報グッズ等の作成

3 多様なメディアによる情報発信

報道機関との連携やSNSをはじめとした多様なメディアを活用し、迅速かつ広域的な情報発信により広報活動を展開する。

- (1) ホームページ・SNS等による情報発信
- (2) 新聞・ラジオ・テレビ等による情報発信

4 イベント等による広報

各種イベントと連携した広報活動を実施する。

- (1) 県、市町村、関係機関、学校等において実施する各種イベント等におけるPR活動等の実施

5 屋外広報物による広報

横断幕等の屋外広報物の設置により大会開催の広報活動を推進する。

- (1) 横断幕等の設置
- (2) 案内表示等の設置

6 大会記録集等の制作

大会の開催成果を大会映像等に記録する。

- (1) 大会記録集の制作
- (2) 大会記録映像の制作

7 記念グッズ等による広報

大会開催を記念するグッズ等を作成、大会開催の広報活動を推進する。

- (1) 記念グッズ等の作成

8 その他

その他、広報基本方針に基づき、必要な広報を実施する。